

つながる鎌倉条例 ((仮称) 市民活動推進条例) 素案へのご意見を募集します

鎌倉市では、地域での様々な活動の活性化や、活動する多様な主体が繋がることのできる環境づくりに向けた具体的施策を更に推進していくため「(仮称)市民活動推進条例」の制定を目指しており、市議会平成29年9月定例会に提案しましたが、否決となりました。その後、これまでも市民活動団体への実態調査などを進めてきましたが、再提案に向けて、改めて市民活動団体へのアンケートやヒアリング調査、(仮称)市民活動推進条例検討会(以下、「条例検討会」という。)と市民活動をしている方々との意見交換会を行い、これらの意見を踏まえ、条例検討会で条例素案の見直しを行いました。

この度、つながる鎌倉条例((仮称)市民活動推進条例)素案がまとまりましたので、ご意見を募集します。

素案は、市役所地域のつながり課(23番窓口)、市役所本庁舎ロビー、鎌倉生涯学習センター、鎌倉・大船NPOセンター、各図書館、各支所に意見募集資料一式及び市のホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/npo/tunagarukamakura.html>

1 意見の募集期間

平成30年6月15日(金)～平成30年7月17日(火)

2 意見の提出方法及び提出先

意見書の提出につきましては、下記のあて先へ、郵便・ファックス・電子メールによりお送りいただくか、直接お持ちください。

提 出	郵便	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市 市民生活部 地域のつながり課
	ファックス	0467-23-8700(代表) ※宛先として課名をご記入ください
先	電子メール	npo@city.kamakura.kanagawa.jp
	お持ちいただく場合	市役所本庁舎1階 地域のつながり課(23番窓口) ※市役所本庁舎ロビー、鎌倉生涯学習センター、鎌倉・大船NPOセンター、各図書館、各支所にも回収箱が設置してあります。

※電話または口頭によるご意見は、正式な意見公募としてはお受けできません。

3 提出期限

平成30年7月17日(火)必着(郵送の場合は消印有効)

4 提出できる方 (鎌倉市意見公募手続条例第2条第3号に規定された「市民等」)

- ・市内に住所を有する方
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・市に対し納税義務を有する方
- ・この事案に関し利害関係を有する方

5 意見の提出様式

- ・意見提出の様式は自由ですが、裏面を利用させていただくと便利です。なお、意見提出にあたっては、住所、氏名(法人などの団体の場合は、所在地、団体名及び代表者氏名)、電話番号(またはファックスや電子メールアドレスなどの連絡先)を記載してください。住所や所在地が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称、市内の活動場所の名称などを記載してください。
- ・ご連絡先の情報は、いただいたご意見の内容についてお問い合わせをする場合に利用させていただきます。

6 提出されたご意見について

個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
ご意見につきましては、市の考え方とともに、後日公表します。

7 お問い合わせ

鎌倉市役所市民生活部地域のつながり課 電話 0467-23-3000(代表) 内線 2582

つながる鎌倉条例
((仮称) 市民活動推進条例) 素案に対する意見用紙

住所（所在地）	
氏名（団体名及び代表者氏名）	
電話番号 （連絡先）	
区分 （該当するものに☑）	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する方 <input type="checkbox"/> 市に対し納税義務を有する方 <input type="checkbox"/> この事案に関し利害関係を有する方
【意見記入欄】（欄が足りない場合は、別紙にご記入いただいてもかまいません。）	